

大分市いじめ問題対応マニュアル (R7改訂版)

令和7年7月
大分市教育委員会 児童生徒支援課

目次

- 1 いじめ問題対応マニュアル(改訂版)の活用について

生徒指導の基礎

- 2 生徒指導の実践上の4つの視点
- 3 いじめの理解〈基本的認識①〉
- 4 いじめの理解〈基本的認識②〉
- 5 いじめの対応の流れ〈定例〉
- 6 いじめの対応の流れ〈緊急〉
- 7 学校いじめ対応一覧
- 8 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

発達支持的生徒指導

- 9 自己指導能力の獲得
- 10 支える生徒指導

課題予防的生徒指導

- 11 教科の指導と生徒指導の一体化
- 12 仲裁者や相談者への転換

困難課題対応的生徒指導

- 13 いじめへの対応の原則
- 14 保護者への対応

- 15 関係機関等との連携体制
- 16 ネット上(SNS含む)のいじめへの対応
- 17 児童生徒の自殺予防
- 18 いじめの重大事態への対処

アンケート、チェックリスト等

- 19 アンケート調査等の活用
- 20 いじめに関するアンケート 等
- 21 いじめの早期発見チェックリスト(教職員用)
- 22 いじめ問題への対応に関する自己評価票(教職員用)
- 23 いじめ問題への対応に関する取組点検票(学校用)

その他

- 24 いじめ等に関する相談機関リスト
- 25 引用・参考文献

1 いじめ問題対応マニュアル（R7改訂版）の活用について

1 目的

教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と児童生徒が自己指導能力を身に付けるための指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る。

2 資料の内容

本市教育委員会や大分県教育委員会、文部科学省等で作成された生徒指導関係資料を参考に、大分市のいじめの実態や学校の対応等の課題を踏まえ、いじめについての基本的な考え方や組織的な対応等についてまとめている。

3 資料の活用例

- ・ 教職員一人一人が、自己研鑽のための資料として
- ・ 学校における「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しのための資料として
- ・ 生徒指導主事（主任）や教育相談担当者が中心となって行う校内研修の資料として
- ・ いじめ発生時の対応をチェックする資料として
- ・ アンケート等の実態把握の材料として
- ・ 教材を作成する際の資料として
- ・ 保護者への啓発のための資料として

4 改訂のポイント

- ・ 「生徒指導提要」に基づく〈生徒指導の実践上の4つの視点〉について記載した。
- ・ 「生徒指導提要」に基づく〈いじめに関する生徒指導の重層的支援構造〉から、〈発達支持的生徒指導〉〈課題予防的生徒指導〉〈困難課題対応的生徒指導〉の視点について記載した。
- ・ 対応の流れに〈学校いじめ対応一覧〉の活用を加えるとともに、フロー図を整理した。
- ・ 〈児童生徒の自殺予防〉について〈SOSの出し方に関する教育の推進〉を記載した。
- ・ 〈引用・参考文献〉に二次元コードやURLを記載した。

5 改訂の経緯

平成24年9月	「大分市いじめ問題対応マニュアル」作成
平成26年4月	「大分市いじめ問題対応マニュアル」一部改定
令和3年3月	「大分市いじめ問題対応マニュアル（改定版）」作成
令和7年7月	「大分市いじめ問題対応マニュアル（R7改訂版）」作成

2 生徒指導の実践上の4つの視点

生徒指導 の定義	生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。
生徒指導 の目的	生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導の実践上の4つの視点

自己存在感の 感受	ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことが重要です。
共感的な 人間関係の 育成	自分の感情を表現すること、他者の感情を理解すること、そして、お互いを尊重しながら関わることで、認め合い、励まし合い、支え合える学級集団につながります。
自己決定の 場の提供	自ら考え、選択し、決定する、発表する、制作する等の経験が自己指導能力の獲得につながります。
安心・安全な 風土の醸成	お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、みんなでつくり上げることが重要です。

3 いじめの理解 〈基本的認識①〉

【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と**一定の人的関係にある**他の児童等が行う**心理的又は物理的**な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓とし、規定しています。

よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（**いじめの認知**）、必要に応じて指導し、見守り、解消につなげることが重要です。

いじめの態様

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの理解 〈基本的認識②〉

いじめは、「人間として絶対に許されない、重大な人権侵害」である。

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめは、「どのこどもにも、どの学校でも起こりうる問題」である。

いじめは、同じ学級で仲のよい友達同士の間でも起こりうる。また、誰もが「いじめを行う側」にも「いじめを受ける側」にもなり得る。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わり、いじめを積極的に認知することが必要である。

いじめは、「発見が難しい問題」である。

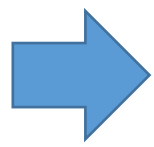
いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われる。いじめられた児童生徒自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働くこともあり、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合もある。

いじめは、「学校、家庭、地域社会、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域等が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切である。

5 いじめの対応の流れ〈定例〉

いじめ(疑い含む)の
情報を把握



「学校いじめ対応一覧」に入力

初期
対応

調査・事実確認

- ・ 個別の聴き取り
- ・ アンケート調査等
- ・ 欠席状況の確認 等

児童生徒への指導・支援

- ・ 見守り体制や配慮
- ・ 謝罪の気持ちの醸成
- ・ SCやSSWとの連携 等

保護者への対応

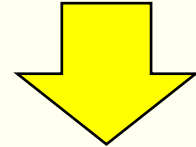
- ・ 事実、対応方針の説明
- ・ 心情の理解
- ・ 意向の確認 等

校内いじめ防止対策委員会（定例）

「学校いじめ対応一覧」に基づき、いじめの状況や対応の経過を共通理解

対応が長期化しているなど、「いじめ第一報」の提出の必要があると判断された場合

「いじめ第一報」を3日以内に作成し、10日以内に市教委に提出



継続指導・経過観察

3ヶ月を目安に状況確認し、「いじめ続報」を市教委に提出

解消の
判断基準

- ①いじめに係る行為は止んでいるか
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないか

その後の状況を定期的(毎月)に確認し、「学校いじめ対応一覧」に入力し、翌月の10日までに提出

6 いじめの対応の流れ〈緊急〉

いじめが深刻化する可能性のある事案を把握

- a. 被害児童生徒が、いじめにより欠席したり、関係児童生徒が別室を一定期間利用したりした事案
- b. ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりするなどの暴力を受けた事案
- c. 高額な金品を強要された、又は継続により被害が高額になった事案
- d. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりなど、継続的に被害が続いている事案
- e. インターネットやSNSを通じた誹謗中傷等が拡散した事案
- f. 被害児童生徒が、自傷行為や自殺を企図した事案、性的な被害が生じている事案
- g. 関係児童生徒及び保護者等との対応が長期化している事案
- h. 警察や医療、福祉機関等と連携して対応した事案
- i. その他、保護者から市教育委員会に相談があった事案や、市教育委員会との連携が必要と判断した事案

初期
対応

調査・事実確認

- ・ 個別の聴き取り
- ・ アンケート調査等
- ・ 欠席状況の確認 等

児童生徒への指導・支援

- ・ 見守り体制や配慮
- ・ 謝罪の気持ちの醸成
- ・ SCやSSWとの連携 等

保護者への対応

- ・ 事実、対応方針の説明
- ・ 心情の理解
- ・ 意向の確認 等

校内いじめ防止対策委員会（緊急）

「いじめ第一報」を3日以内に作成し、10日以内に市教委に提出

緊急性があるものは、市教委に電話連絡をする

「学校いじめ対応一覧」に基づき、いじめの状況や対応の経過を共通理解

継続指導・経過観察

3ヶ月を目安に状況確認し、「いじめ続報」を市教委に提出

その後の状況を定期的（毎月）に確認し、「学校いじめ対応一覧」に
入力し、翌月の10日までに提出

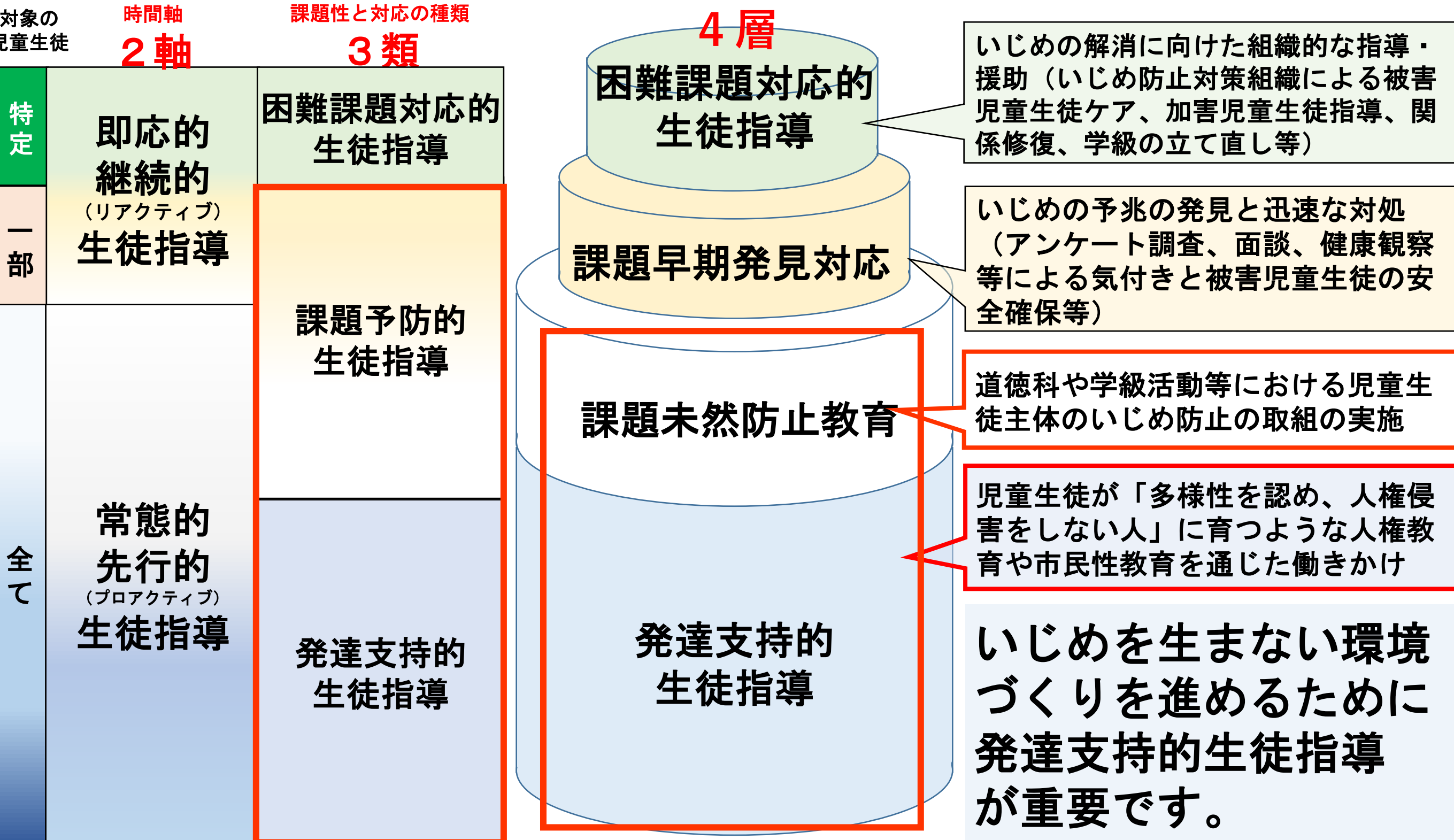
7 学校いじめ対応一覧

学校いじめ対応一覧例			学校名: ※		1 豊後南小学校				5/1調査の 全校児童生徒数:		315		人		→ 毎月 入力		8		月		「学校いじめ防止対策委員会」の開催日 (8月28日の場合は8/28と入力):						8月28日					
全てのいじめ(疑い含む)事案について記録すること(加害者が不明の場合は"不明"と入力)※…プルダウン												※留意点①②を参照すること。 ※いじめの疑いの情報を得た教職員は直ちに記録すること。												自動入力	困難ケースについて 記録すること ※…プルダウン							
事案 番号	①		②						③		④		⑤		⑥ ※解消後も毎月入力すること												解消 判断日	⑦ 「一報」 提出済 ※	⑧ 「一報」 判断 基準 a~i	⑨ 発生後 欠席 日数	⑩ 備考	
	記入日	発生日	被害児童生徒			加害児童生徒			主な態様 ※	発見の きっかけ ※	保護者 との 連携 ※	R7年度 状況 見守中…3か月経過していないが、解消条件を2つを満たしている状態												R8年度 状況								
			学年 ※	組 ※	氏名	学年 ※	組 ※	氏名				他	4月 ※	5月 ※	6月 ※	7月 ※	8月 ※	9月 ※	10月 ※	11月 ※	12月 ※	1月 ※	2月 ※	3月 ※	4月 ※	5月 ※						6月 ※
1	4/15	4/10	1	1	ああ	ああ	1	特(知)	いい	いい		冷やかし	担任	双方	取組中	見守中	見守中	見守中	解消									7/15				
2	4/15	4/10	2	1	うう	うう	2	1	ええ	ええ		軽い暴力	担任以外	双方	見守中	見守中	見守中	解消	解消									7/15				
3	4/15	4/10	4	特(情)	おお	おお	4	1	かか	かか		仲間はずれ・無視	本人	双方	見守中	見守中	見守中	解消	解消									7/15				
4	4/25	4/10	2	2	きぎ	きぎ	2	特(情)	くく	くく		軽い暴力	担任	双方	見守中	見守中	見守中	解消	解消									7/25				
5	4/25	R6.10月頃	2	特(知)	豊後	青天	2	1	小林	九州男	1	ひどい暴力	保護者	双方	取組中	取組中	取組中	取組中	取組中									7/25	○	ab	35	
6	4/25	4/15	5	特(知)	けけ	けけ	6	特(情)	ここ	ここ		冷やかし	保護者	双方	その他												7/25				加害転出	
7	5/13	4/8	1	3	ささ	ささ			不明			金品隠し・盗み	担任	被害のみ		見守中	見守中	見守中	解消								8/13					
8	5/13	4/20	2	特(知)	しし	しし	2	1	すす	すす	2	嫌なこと	担任	双方		見守中	見守中	見守中	解消								8/13					
9	5/13	4/10	6	特(情)	せせ	せせ	6	1	そそ	そそ		ネット上	保護者	双方		見守中	見守中	見守中	解消								8/13					
10	5/27	4/23	2	2	きぎ	きぎ	1	1	たた	たた		冷やかし	他こども	双方		取組中	取組中	見守中	見守中								8/27					
11	5/27	5/7	4	1	ちち	ちち	4	1	つつ	つつ		冷やかし	本人	双方		取組中	見守中	見守中	見守中								8/27					
12	5/27	5/6	5	2	てて	てて	5	2	とと	とと		冷やかし	他おとな	双方		見守中	見守中	見守中	解消								8/27					
13	6/10	5/6	1	3	なな	なな	2	2	にに	にに		仲間はずれ・無視	保護者	双方			見守中	見守中	見守中								9/10					
14	6/10	5/12	3	2	ぬぬ	ぬぬ	3	2	ねね	ねね		ひどい暴力	保護者	双方			取組中	取組中	見守中								9/10	○	ab	1		
15	6/10	4月	4	1	のの	のの	4	1	はは	はは		ネット上	保護者	双方			取組中	見守中	見守中								9/10	○	eig	0		
16	6/24	5月末	2	1	ひひ	ひひ	2	1	ふふ	ふふ		軽い暴力	アンケート	双方			見守中	見守中	見守中								9/24					
17	6/24	5月末	5	1	ふふ	ふふ	5	1	ひひ	ひひ		冷やかし	アンケート	被害のみ			見守中	見守中	見守中								9/24					
18	7/8	5/26	2	2	へへ	へへ	2	2	ほほ	ほほ		仲間はずれ・無視	アンケート	双方				見守中	見守中								10/8					

- ①各担任（学年部）は、日常的な観察により発見した些細なトラブルや、いじめアンケート等に「嫌なことがあった」などの回答について、いじめ（疑い含む）と捉え、全ての事案について対応し、「学校対応いじめ一覧」に記録すること。
- ②いじめ担当者は、定期的に、各学年部に、「学校対応いじめ一覧」への記録を促すとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた組織的な対応がなされていることを確認すること。また、校内における役割や、「報・連・相」の流れ等を明確にするなど、自校の組織体制の強化を図ること。
- ③「学校いじめ対応一覧」及び「いじめ第一報・続報」の提出について、提出期限や提出の目安を順守するとともに、提出（送信）したことを確認する仕組みを確立すること。
- ④全教職員に本文書を配布（データ閲覧）するなど、いじめ（疑い含む）問題の早期解決へ向け、自校における組織的対応及び市教育委員会との連携の徹底・強化を図ること。

8 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

いじめ防止対策推進法において、学校及び学校の教職員は、①いじめの防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対応を行うことが責務であると規定されています。それまでは、いじめが起こった後の「対応」に焦点が当てられがちでしたが、「未然防止」→「早期発見」→「対応」という順序が明確に示されたと言えます。多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努めることが求められています。



9 発達支持的生徒指導〈自己指導能力の獲得〉

児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、「教職員が、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果をもつものであること」を意識することが必要です。

「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり・学級づくりを目指す

学校、学級において凝集性を高めることは必要ですが、行きすぎて同調圧力が強まると、多様性を認め合うことが難しくなりかねません。児童生徒がお互いの違いを理解し、教室に様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を経験することが大切です。

例…「制服のジェンダーレス化」「誤答であっても考えの過程を認める」「よいところみつけ」等

「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む

自己への信頼とは、主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することによって育まれます。「異年齢交流」によって、いじめや不登校、暴力行為が大きく減ったというケースもあります。お互いに助け合いながら、児童生徒自身が考える機会をつくることが重要です。

例…得意な教科での活躍、登下校のリーダー、異年齢活動、清掃活動 等

いじめ防止につながる発達支持的生徒指導が目指すものは、児童生徒一人一人が、自らの行動を決断し、実行する力。すなわち、「自己指導能力」を獲得することです。

児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする

学力以外にも様々な観点から、児童生徒が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを、学校生活において提供することが重要です。自分のやろうとすることが認められ、応援してもらっていると感じられる場をつくることが重要です。

例…係活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、部活動、運動、芸術、行事 等

「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

困ったときや悩みがあるときに、隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気がありますか？成長途上にある児童生徒が、甘えたり、弱音を吐いたりして、信頼できる大人（教職員や保護者等）に援助希求を表出することは、「適切に依存できる」ネットワークを築いて「自立」（大人になること）へと踏み出す一歩です。「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかりと受け止めることができる体制を築くことが大切です。

例…担任、管理職、養護教諭、教科担任、スクールカウンセラー、教育相談週間、アンケート 等

10 発達支持的生徒指導〈支える生徒指導〉

参考：R5佐賀県教育センター「始めよう！支える生徒指導」

今まで同様、いじめや不登校、暴力行為など特定の児童生徒に焦点化した指導・援助が必要です。未然に防止するための常態的・先行的な対応である「**発達支持的生徒指導**」の充実が求められています。

成長・発達を支える生徒指導 日々の教職員の児童生徒への**挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通した個と集団への働きかけ**を通して、児童生徒の成長・発達を支えます。

望ましい行動を増やすための働きかけ 望ましい行動とは、児童生徒本人や周りで関わる人々の人生をより豊かにすることにつながるような行動です。それは、児童生徒本人や児童生徒に関わる人々がその行動ができることに「価値」を感じ、その行動を「できるようになりたい」「できるようになって欲しい」と思える行動です。その望ましい行動には、学校生活の中に多くある「当たり前行動」や「今、できている行動」も含まれます。
児童生徒の望ましい行動に着目し、それを増やすための働きかけを行うことで、望ましくない行動を減らすという発想の転換です。日頃から望ましくない行動よりも望ましい行動に着目し、それらを増やす働きかけを行うことで、児童生徒の成長・発達を支えていくことにつながります。

みんなでほめる・認める よいところを認められると、**自己肯定感や自己有用感の高まり**につながります。

担任	学校で身近に関わっている担任が、ほめたり認めたりすることが大切です。個人や集団に対して、望ましい行動が日常に広がるように働きかけを行います。
児童生徒同士	学級活動や授業中などに、児童生徒が互いにほめたり認めたりする機会を増やすことができる活動を仕組みます。
全教職員	学年会や職員会議、休み時間等で情報の共有を適宜行い、様々な教職員が児童生徒をほめたり認めたりできる環境を整えます。
保護者	学校からの通信や連絡帳、電話連絡等を通じてよい知らせを伝えることで、保護者が児童生徒をほめたり認めたりする機会が増えます。

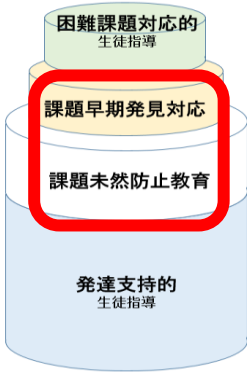
ほめ方・認め方のコツ
児童生徒の発達の段階や個人により、違いがありますが、結果だけでなく、努力や工夫をほめることで、自己肯定感を高め、更なる意欲を引き出すことにつながります。

①「具体的に」「抽象的に」	行為・行動を具体的にほめる「〇〇さんすごいね」と抽象的にほめる
②「友達の前で」「個別に」	友達の前でほめられることを嫌がる児童生徒もいることに留意する
③「言葉」「文字」「動作表情」	顔を見てほめる ノートやプリントのコメントでほめる 笑顔やポーズでほめる
④「直接的」「間接的」	担任がほめる「〇〇先生が～と言っていたよ」とほめる
⑤「結果」「過程」	結果自体をほめる 結果に至った過程をほめる



11 課題予防的生徒指導〈教科の指導と生徒指導の一体化〉

いじめの未然防止教育においては、「児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるためにどう働きかけるのか」「いじめを生まない環境づくりをどう進めるのか」ということが問われます。全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や能力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行うことが大切です。



豊かな人間性や社会性を育む道徳教育の充実

- 学校の教育活動全体を通して、いじめを許さない心の基盤となる思いやり、規範意識や他者との協働性、公平・公正な心等の道徳性を育成します。

「考え、議論する道徳」の授業づくり

■ いじめに関する内容項目

「善悪の判断」「個性の伸長」「希望と勇気」「親切、思いやり」「友情、信頼」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「よりよい学校生活、集団生活の充実」「国際理解」「生命の尊さ」「よりよく生きる喜び」等

■ 指導方法の改善

- ・ 道徳的価値に関する問題解決的な学習や体験的な学習など多様な指導方法を工夫する。
- ・ いじめに関する問題を自分自身のこととして、多面的・多角的に考える授業づくりを行う。

■ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成

- ・ 「いじめがなぜいけないのか」を自分自身のこととして考え、議論することを通して、いじめが「けんか」や「意見の対立」とは違うものであることを児童生徒に認識させ、「いじめられる側にも問題がある」という考え方を乗り越えられるようにすることが大切である。

児童生徒の自己指導能力の育成

- 児童生徒が、自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動の充実を図ります。
- 児童生徒が、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

特別活動等の充実

■ 学級活動

- ・ いじめの問題を学級全体の問題として共に考え、解決していく態度を培う。

■ 児童会・生徒会活動

- ・ 児童生徒が、学校生活を自らの力で向上させることができるように指導・支援する。児童生徒が主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

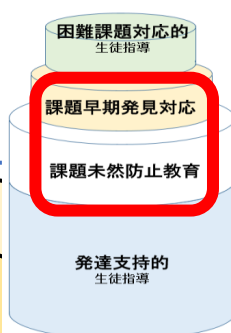
■ 学校行事

- ・ 主体的な参加方法を工夫し、協力して成し遂げる喜びを体得させる指導を工夫する。

■ 部活動

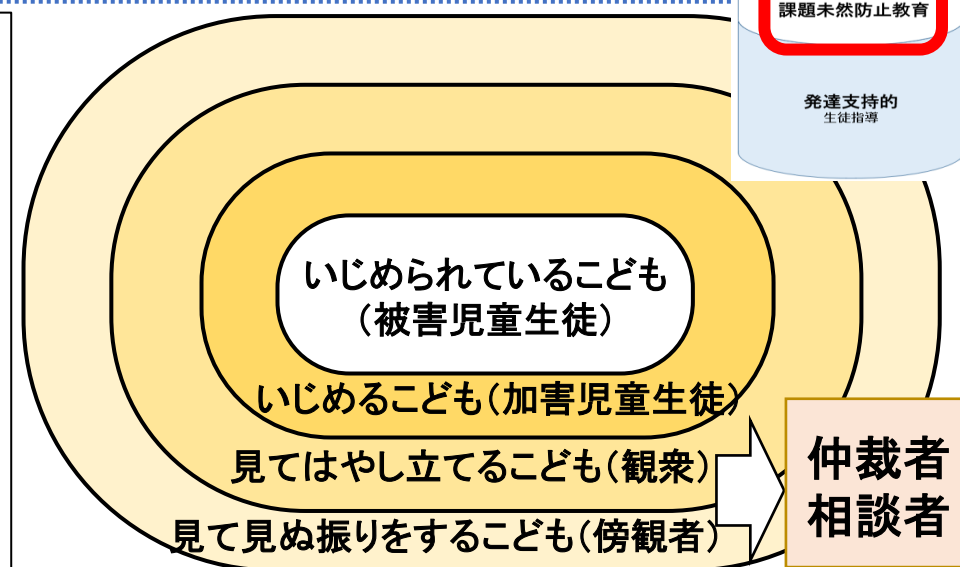
- ・ 異年齢間の望ましい人間関係の在り方について、日常の実践を通して体得できるよう指導・支援する。

12 課題予防的生徒指導〈仲裁者や相談者への転換〉



いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではありません。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立ちます。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントになります。

いじめの「傍観者」が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を、道徳科や学級活動等において行うことも重要です。



指導のポイント

- ・「いじめは許さない」という断固たる教職員の姿勢を示す。
- ・いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- ・傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・児童生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

日々の教育活動において

【いじめについての共通理解】

- ・全校集会や学級活動等において校長や教職員が、いじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・全ての児童生徒に、いじめ防止対策委員会の存在や役割について説明するなど、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すための組織があることを児童生徒に認識されるようにしていく。

【いじめに向かわない態度・能力の育成】

- ・発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。その際、「いじめは重大な人権侵害に当たり、関係する児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと」「いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること」等についても、実例(裁判例等)を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

「いじめは、どんなことがあってもいけないこと」という、日頃からの風土づくりが重要です。

13 困難課題対応的生徒指導 〈いじめへの対応の原則〉

いじめを受けた児童生徒の側に立った親身な対応 ※対応の記録を必ず残すこと

① いじめを受けた児童生徒の理解と傷付いた心のケア

いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先します。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠です。

② 被害者のニーズの確認

対応の第二歩としては、「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と被害者のニーズを確認します。危機と一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめる児童生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要です。

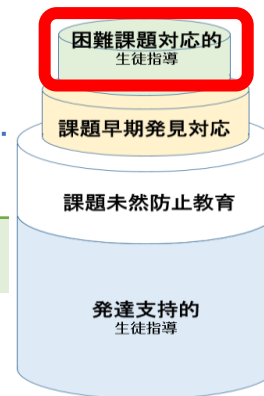
③ いじめ加害者と被害者の関係修復

対応の第三歩としては、いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図ります。加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかけます。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がけることも大切です。

④ いじめの解消

解消の二条件「①いじめに係る行為は止んでいるか ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないか」を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認をし、解消の判断をします。

14 困難課題対応的生徒指導〈保護者への対応〉



いじめを受けた側

① 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する

- ・聴き取りやアンケート調査等により判明した情報を適切に提供し、徹底して秘密を守ることがを伝え、できる限り不安を取り除く。

② 保護者の心情を理解する

- ・絶対に先入観や憶測で対処をしない。
- ・いじめを行った側への怒りや不安(いじめを行った児童生徒が反省しているのか、その保護者はどう受け止めているのか等)については傾聴するとともに、いじめを行った児童生徒やその保護者の受け止めの様子や謝罪の意向等を伝える。

③ 今後の学校の対応について説明し、意向を聴き取る

- ・学校の対応について説明し、理解や協力を得る。
- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者がどのような対応を望んでいるのか意向を聴き取る。

④ 学校と保護者が共にいじめの解消に向けて支援するという姿勢を示す

- ・学校や家庭でのよい点を認め、励まし、自信を与えるとともに、児童生徒自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
- ・いじめを受けた児童生徒が抱える問題などの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携も視野に入れて対応し、心理的ケアを十分に行う。

⑤ 継続的な連絡を行う

- ・対応の経過や進捗状況、学校での児童生徒の様子等について、保護者に随時、状況を説明し、信頼関係を構築する。
- ・保護者の意向は変わることがあり得ることを踏まえ、随時、意向を確認しながら丁寧に対応する。
- ・定期的に児童生徒に声かけするとともに保護者に連絡し、いじめが続いていないか、心身の苦痛はないかなどを確認する。

いじめを受けた児童生徒の側に立った親身な対応が大切です。

いじめを行った側

① 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する

- ・憶測で話をしない。
- ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

② 保護者の心情を理解する

- ・怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等の保護者の心情を理解する。
- ・いじめを行った児童生徒のよさを認め、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

③ 今後の学校の対応について説明し、理解や協力を得る

- ・保護者が納得しない場合も、児童生徒間で起きた事実に具体的に踏み込み、行為が相手にどんな苦痛を与えているのかを丁寧に伝える。
- ・今後の児童生徒同士の関係修復に向けた道筋や、いじめを受けた児童生徒やその保護者が不安に思っている状況等を伝える。
- ・保護者 から謝罪の意向が出された場合は、学校がいじめを受けた児童生徒の保護者に伝えるとともに、被害側の意向を確認し、被害側の思いに沿った形で謝罪の場をもつ。

④ 学校と保護者が共に児童生徒を育てるという姿勢を示す。

- ・児童生徒が自分の「非」に気付き、改められるよう、立ち直りに向けた具体的な方策について保護者と共有し、連携して指導・支援する。
- ・いじめを行った児童生徒が抱える問題などの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携も視野に入れて対応する。

⑤ 継続的な連絡を行う

- ・対応の経過や進捗状況、学校での児童生徒の様子等について、保護者に随時、状況を説明し、信頼関係を構築する。

いじめの被害により医療費が発生する場合、「(財)日本スポーツ振興センター」の災害共済給付の申請については、形式的に判断せず、保護者に丁寧に説明を行い、被害側の意向を確認しながら慎重に対応する。

「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導が大切です。

15 関係機関等との連携体制

警察との連携

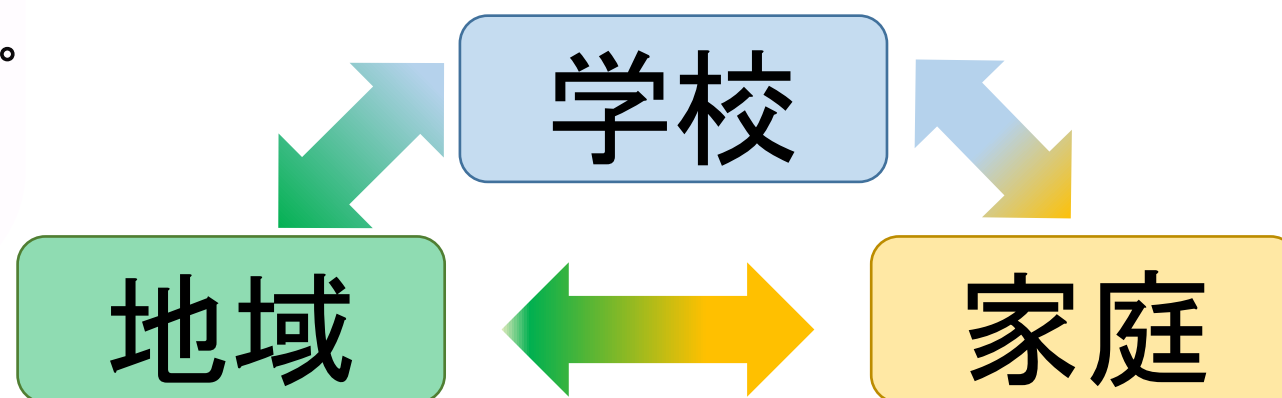
重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行います。「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」文部科学省 令和5年(通知)より

◆学校だけで解決が困難な事例に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠です。

◆連携を図るためには、管理職や生徒指導担当・教育相談コーディネーター、またSSWが中心となって関係機関等とつながり、日頃から情報交換をしておくなど、「**顔の見える連携**」を大切にします。

スクールロイヤーの活用

法的側面からのいじめ予防等の生徒指導上の諸課題に関する授業及び教職員研修、学校からの法的相談への対応をします。



◆医療・福祉・司法など地域の関係機関とつながることが重要です。

◆いじめが犯罪行為として扱われるべきものである場合には、スクールサポーターや所轄警察署と連携して対処していきます。

◆学校運営協議会での取組を進めます。

◆地域の大人と関わる機会を通じて、家庭以外における多様な人間関係を経験し、地域に見守られているという安心感を抱くような働きかけを行っていきます。

◆日常生活の中で「いじめはしない」という感覚を身に付けるように働きかけることが大切です。

◆いじめに気付くネットワークを拡げていきます。
⇒学校の「気付き」と家庭の「気付き」を重ね合わせることで、いじめの早期発見につながります。

◆被害者の保護者はもとより加害者の保護者との連携を図ることが、いじめの解消と再発防止につながります。

日頃からの「**顔の見える連携**」が大切です。

16 ネット上（SNS含む）のいじめへの対応

ネット上（SNS含む）のいじめの特徴

児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、相手に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことが大切です。

- ネット上（SNS含む）のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度ネット上（SNS含む）で**拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を完全に消去することは極めて困難である**こと
- 一つの行為がいじめを受けた児童生徒にとどまらず、**学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性がある**こと
- ネット上（SNS含む）のいじめは、**刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求対象となり得る**こと

ネット上（SNS含む）のいじめへの対応

ネット上（SNS含む）のいじめやトラブルについては、不特定多数の人がその情報を見聞きすることができるため、被害が拡大し、学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、書き込みや画像の削除等の対応は、**警察等の専門機関との迅速な連携**が必要になります。

具体的な対応方法をこども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。また、日頃からの**情報モラル教育**など、いじめ・トラブルの未然防止の取組が何より重要となります。

ネット上（SNS含む）のトラブルの特殊性

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名で書き込みをしたとしても、人は特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、トラブルを招き、別の犯罪につながる可能性があることや、時には自死を招く場合もあること
- 一度流出した情報やデータは、簡単には削除できないこと

ネット上の誹謗中傷等への対応に特化したサイト

誹謗中傷ホットライン
インターネット違法・有害情報相談センター
警察庁インターネット安全・安心相談サイト

未然防止・早期発見のために

学校での情報モラルの指導と併せて、**保護者等と緊密に連携・協力**し、双方で指導を行うものであるという認識で取り組みます。

<未然防止の観点から>

- スマートフォン等を**管理するのは家庭**であり、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルールづくりを家庭で行うことから、**家庭への啓発**をすること
- ネット等へのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったトラブルが起こりうるという認識をもつこと
- 「ネット上（SNS含む）のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に、児童生徒に深刻な影響を与えるという認識をもつこと

<早期発見の観点から>

- SNS等を見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化に気付けば、躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談するよう、保護者への周知を図ること

対応に困ったら相談を

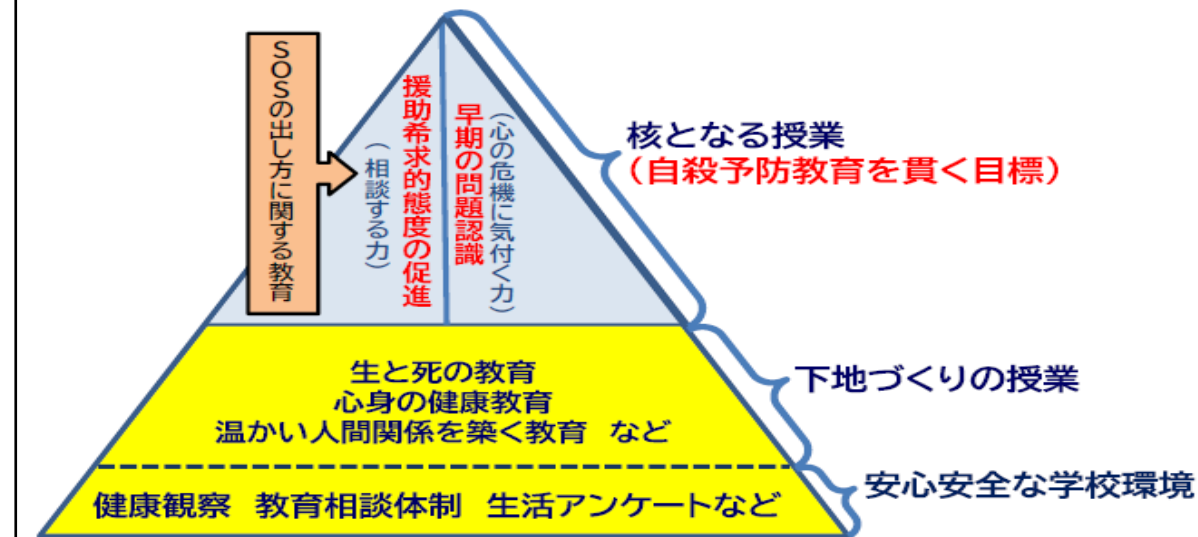
みんなの人権110番
大分地方法務局人権擁護センター
0570-003-110

わいせつ事案等に係るいじめは、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報します。

17 児童生徒の自殺予防

学校における未然防止教育の展開

安全・安心な学校環境を整えた上で、小学校から「下地づくりの授業」を積み上げ、基本的には中学校・高校において「核となる授業」を展開するという構造になっています。



「核となる授業」の具体的な学習内容

- ①心の危機のサインを理解する
- ②心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ
- ③地域の援助機関を知る

心の危機の内容として、児童生徒の発達段階や実態に応じて、希死念慮や自殺企図などについて触れることも考えられます。心の危機の内容として、児童生徒の発達段階や実態に応じて、希死念慮や自殺企図などについて触れることも考えられます。

ICTを活用した自殺予防体制

児童生徒の心や体調変化の早期発見のため「一人1台端末を活用した心の健康観察」の導入を進めています。

また、一人1台端末に「困った時は」のリンクアイコンを設置しています。こどもたちが困ったり、悩んだりした時に相談できる場所を掲載したページです。



「SOSの出し方に関する教育」の推進

「SOSの出し方に関する教育」とは、「児童生徒が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育です。

早期発見・早期対応に向けた取組

何より大切なことは、児童生徒の声をしっかりと「聴く」ことです。児童生徒の話をきちんと受け止めるためには、教職員自身が自己理解をすることと、言葉にならない「ことば」(例えば、困った行動をするという形でしか困っていることを表現できないなど)を聴こうとする姿勢をもつことが大切です。なお、一人で抱え込まないためには、教職員間においても、多職種の関係者間においても、相談しやすい体制づくり、雰囲気づくりを日頃から進めておくことが不可欠です。

TALKの原則

Tell: 心配していることを言葉に出して伝える

Ask: 「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる

Listen: 絶望的な気持ちを傾聴する

KeeP safe: 安全を確保する

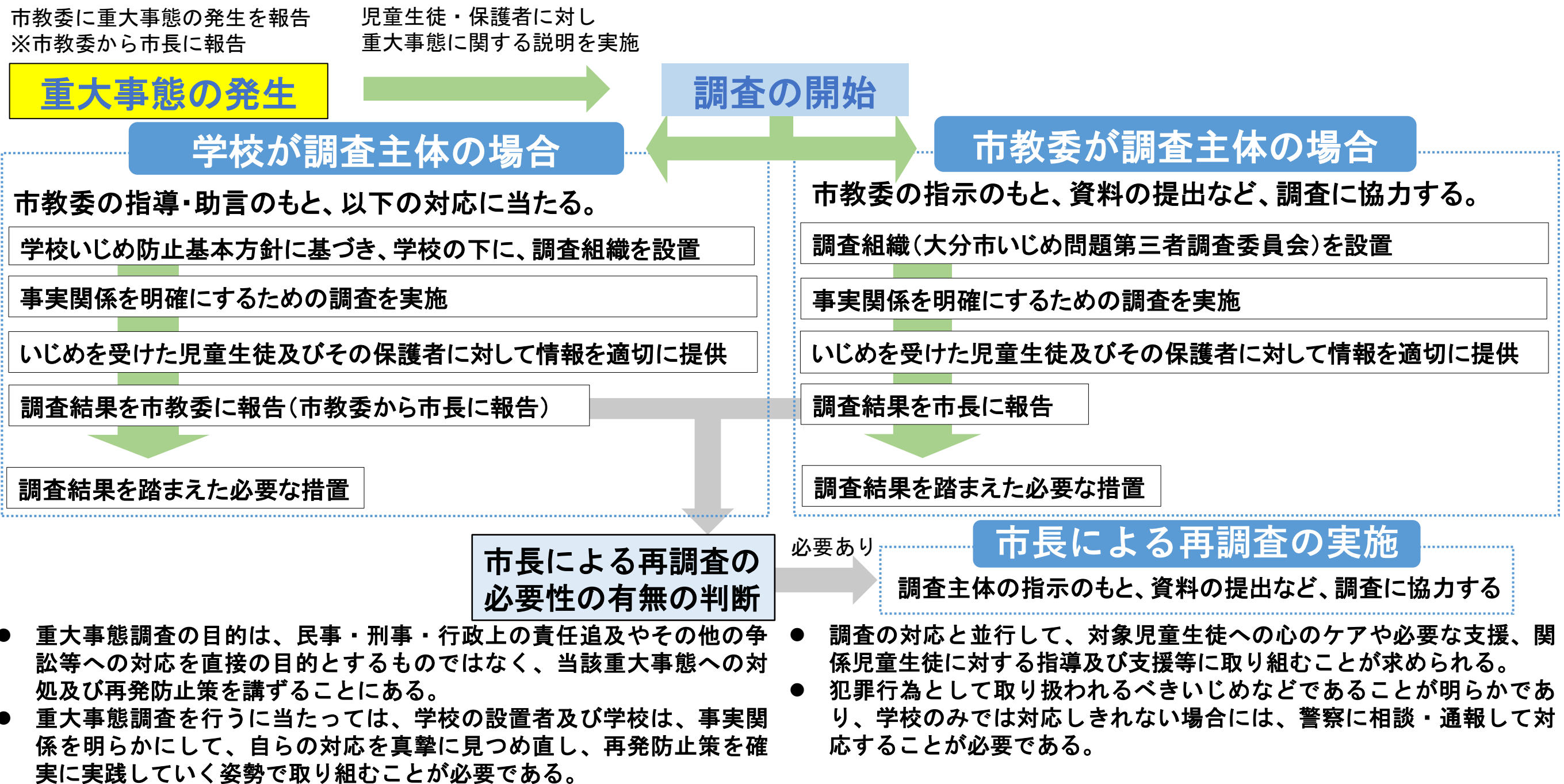
児童生徒の自殺が起きた場合は、文部科学省「緊急対応の手引き」に基づき、市教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

18 いじめの重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法 第28条】

学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等。)
- 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要。児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときを含む。)



19 アンケート調査等の活用

ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを直ちに全て組織に報告・相談

いじめは、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめが多く、また、同じ学級に加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする点に特徴があります。いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要があります。そのためには、児童生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められます。

さらに、最近では、SNS を介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えています。

定期的なアンケート調査や個人面談の実施

<情報収集及び実態把握の方法>

- いじめアンケート調査（生活実態調査等）
- 個人面談（本人からの訴え）
- 日常的な観察（担任、教科担任等）
- 当該保護者からの訴え 等

アンケート実施後には、速やかに内容の確認と**ダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する）**を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、時を置かずに対応することが肝要です。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければなりません。

これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対して、迅速かつ組織的に対応することを徹底します。

20 いじめに関するアンケート 等

【例1】いじめを受けたことがある、いじめを行ったことがある、いじめを見たことがある場合の例

いじめに関するアンケート

1 あなたは学校の友達が いじめられているのを見たことがありますか。
(ア はい イ いいえ)

- (1) それはどのようないじめでしたか。
(ア ことばでのいじめ イ 無視 ウ 仲間はずれ エ いたずら書き
オ ものを隠す カ 金品を盗る キ その他())
- (2) それはどんな時でしたか。
(ア 登下校中 イ 授業中 ウ 休み時間・昼休み エ 給食、清掃中
オ 放課後 カ 下校後 キ 部活動中 ク その他())
- (3) いじめを見たとき、どうしましたか。
(ア 止めたり、助けを呼んだりした イ 何もしなかった
ウ いじめる側に味方した エ その他())
- (4) いじめを見たことを誰かに話しましたか。
(ア 保護者 イ 先生 ウ 友だち エ 誰にも話さなかった
オ その他())
- (5) いじめを見たことを先生に話さなかった人は、その理由を一つ選んでください。
ア 話したことがわかるとさらにいじめた子に何かされると思ったから
イ 自分の気持ちがいじめる人たちと同じだったから
ウ 話してもいじめが無くならないと思ったから
エ その子がいじめられていることを知っていると思ったから
オ その他()

2 今学期、あなたは学校の友達に いじめられたことがありますか。
(ア はい イ いいえ)

- (1) 誰にいじめられましたか。
(ア クラスの人 イ 同学年の人 ウ 上級生 エ 下級生)
- (2) それはどのようないじめでしたか。
(ア ことばでのいじめ イ 無視 ウ 仲間はずれ エ いたずら書き
オ ものを隠された カ 金品を取られた キ その他())
- (3) それはいつ頃でしたか。()月頃
- (4) どんな時にいじめられましたか。
(ア 登下校中 イ 授業中 ウ 休み時間・昼休み エ 給食、清掃中
オ 放課後 カ 下校後 キ 部活動中 ク その他())
- (5) いじめられたことを誰かに話しましたか。
(ア 保護者 イ 先生 ウ 友だち エ 誰にも話さなかった
オ その他())
- (6) いじめられたことを先生に話さなかった人は、その理由を一つ選んでください。
ア 話したことがわかるともっといじめられるから
イ 話してもいじめは無くならないと思ったから
ウ 自分がいじめられていることを知っていると思ったから
エ その他()
- (7) そのいじめは解決しましたか。(ア はい イ いいえ)

3 あなたは学校の友達を いじめたことがありますか。
(ア はい イ いいえ)

- (1) いじめたときの気持ちで最も近いものを一つ選んでください。
ア いじめないと自分がいじめられそうだから
イ 友だちに命令されたから
ウ その子が気に入らなかったから
エ みんながいじめていておもしろそうだったから
オ その他()

【例2】いじめにつながりやすい意識について自己評価し、考えさせるチェックシートの例

いじめに関する自己チェックシート

「A よくあてはまる B 少しあてはまる C あまりあてはまらない
D まったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。

- 1 ほかに子をかからったり、冷やかすことがおもしろい。(A B C D)
- 2 ほかに子が間違いをするとおもしろい。(A B C D)
- 3 ほかに子が成功すると腹が立ったり、気に入らなかったりする。(A B C D)
- 4 朝や帰りの会のあいさつをクラスみんなとすることは面倒だ。(A B C D)
- 5 人の持ち物を取ったり、壊したりすることがおもしろい。(A B C D)
- 6 顔や身体、くせ、家庭のことなどを言って人をばかにしたりからかったりするのが楽しい。(A B C D)
- 7 ばかにしたりからかったりしても、かまわないと思っている人がいる。(A B C D)
- 8 自分の思い通りにならないことがあると、ほかの人のせいにしたい。(A B C D)
- 9 係活動や清掃などで、嫌な仕事はほかの子にやってもらいたい。(A B C D)
- 10 遊びや罰ゲームで、ほかの子に恥ずかしいことや嫌がることをさせるのが楽しい。(A B C D)

【例1】アンケートの活用について

- ・アンケートの項目は、把握したい内容により設定する。
- ・アンケートを記入させるときは、記入時の様子をよく観察し、正直に書ける場を設定する。
- ・アンケートは定期的を実施し、児童生徒一人一人の様子を把握する。

【例2】チェックシートの活用について

- ・記名式で提出させ、個人への支援に活用したり、回収せず児童生徒がそれぞれ自分自身を振り返り、自己評価を行う際に助言をしたりするなど、児童生徒の発達段階に応じて適切に活用する。
- ・AやBをつけた児童生徒に対しては、否定的に捉えるのではなく、何かのストレスや不安を抱えているのではという視点に立ち、言葉かけをしたり相談したりするなどの支援を行う。
- ・自分を正直に振り返って自己評価させることにより、行動や考え方をよりよい方向に改善する気持ちをもたせる。
- ・語尾を「～する。～させる。」に変え、言動面のチェックシートとして活用することもできる。

【例3】自分たちの手で「よい学級」をつくっていき意欲を高めるためのアンケートの例

よりよい学級づくりに向けてのアンケート

- 1 あなたにとって、「よい学級」とは、どのような学級ですか。
- 2 あなたにとって、「いやな学級」とは、どのような学級ですか。
- 3 あなたが、同じ学級のほかの人から、「してほしいこと」とは、どのようなことですか。
- 4 あなたが、同じ学級のほかの人から、「してほしくないこと」とは、どのようなことですか。
- 5 1であげた「よい学級」をつくるために、あなたができることは、どのようなことですか。
- 6 2であげた「いやな学級」にならないために、あなたができることは、どのようなことですか。

【例3】アンケートの活用について

- ・このアンケートは、年度はじめや学期はじめなどの学級づくりの時期に実施する。
- ・アンケートをもとに、いやな学級と対比しながら、よい学級像について考えさせ、そのために必要な具体的行動やルールを自分たちでつくり、月目標等に生かす。
- ・学級における行動内容やルールを定期的に評価し、結果を学級全体で検討する。不十分な点については対策を立て、場合によっては行動内容やルールの追加及び修正を行う。

いじめに関するアンケートや聴取の結果を記録した文書は、卒業後5年間保存します。原則として、生徒指導主事(生活指導主任)等が校内で一括して保管します。

21 いじめの早期発見チェックリスト（教職員用）

登校時	☐ 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
表情 態度	☐ 表情がさえず、うつむき加減である。 ☐ 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。 ☐ 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。 ☐ 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
授業中	☐ 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。 ☐ 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。 ☐ 学用品の破損、ノートに落書きがある。 ☐ 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあったりする。 ☐ その子を褒めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。 ☐ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 ☐ 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。 ☐ その子の隣に誰も座りたがらない。 ☐ 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。 ☐ 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の児童生徒の名前が出てくる。 ☐ 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
休み時間 給食 清掃時間	☐ 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。 ☐ 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。 ☐ 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。 ☐ 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、遅れて教室に入ってきたりする。 ☐ 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。 ☐ さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。 ☐ 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。 ☐ 人権を無視したあだ名がつけられ、しつこく言われる。 ☐ 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。

22 いじめ問題への対応に関する自己評価票（教職員用）			項目	あてはまる	だいたいはあまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
1	法令の認識	「いじめ防止対策推進法」の内容を把握している。					
2	いじめの定義の認識	いじめの定義に基づいたいじめの認知に努めている。					
3	不登校重大事態の認識	不登校の要因について、保護者と共有するとともに、連携協力できる関係づくりに努めている。					
4	学校基本方針の認識	自校の「学校いじめ防止基本方針」を定期的に確認している。					
5	課題意識	児童生徒に対し、いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為であることを指導している。					
6	組織的な体制	管理職・生徒指導担当を中心に組織的な体制がとれている。					
7	管理職等への報告	いじめと疑われることが起きた場合、自分一人で抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、直ちに管理職や「いじめ防止対策委員会」に報告している。					
8	教職員の研修	いじめ対応に関する校内研修が具体的な事例をもとに計画的に行われている。					
9	いじめの発見	日常的な観察はもとより、教育相談やアンケート調査、学級集団検査等を活用して、いじめの積極的な早期発見に努めている。					
10	いじめへの対応	いじめについて訴えがあったときは、自校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、迅速に関係児童生徒への聞き取り等を行い、状況把握に努めている。					
11	保護者との連携	事実確認の結果や学校の指導・支援の方針について、関係保護者に連絡・相談するなど連携して対応している。					
12	児童生徒全体への取組	道徳科、学級活動等において、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っている。					
13	引継ぎによる情報共有	引継ぎシートや各種報告書（「学校いじめ対応一覧」、「いじめ第一報」等）を活用し、学年間や学校種間で事案の指導の経過や保護者の意向等の引継ぎを丁寧に行っている。					
14	継続した指導・支援	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、該当児童生徒への声かけや保護者との連携に努めるなど、再発させないための指導・支援を行っている。					
15	教職員の言動	教職員として、自身の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っている。					
16	関係機関との連携	いじめの把握や対応に当たっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の校内の専門家や、こども家庭支援センターや警察等の関係機関との連携に努めている。					
17	保護者・地域への情報発信	自校においては、いじめ問題に関する学校の指導方針について、ホームページや通信、懇談会等を通じて、保護者・地域社会に積極的に情報を提供し、連携協力できる関係づくりに努めている。					

23 いじめ問題への対応に関する取組点検票（学校用）

1. 指導体制		あてはまる	だいたいあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
1	「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し				
2	いじめに関する校内研修等の年間計画への位置付け				
3	管理職・生徒指導担当を中心とした組織的な体制の構築				
2. 教育指導					
4	人権尊重の視点に立った教育活動の推進と指導の展開、点検、評価				
5	道徳科や学級活動の時間におけるいじめの問題を取り上げた指導の実施				
6	生活体験や自然体験活動などにおける児童生徒の社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進				
3. 早期発見・早期対応					
7	うまくいった事例の報告や事例検討会など生徒指導に係る校内研修の開催による児童生徒理解の充実（年回）				
8	「いじめに関するアンケート」や「生活実態調査等」の定期的な実施（年回）				
9	「いじめ発見のためのチェックポイント」等の定期的な活用による児童生徒個々の状況把握（年回）				
10	教育相談体制の点検、整備				
	① 教育相談計画の策定・点検、整備				
	② 教育相談日や教育相談週間の設定などによる児童生徒の悩み等への対応（年回）				
	③ 教師の児童生徒理解のためのスクールカウンセラーの活用				
	④ スクールカウンセラー未配置校における、配置校カウンセラーとの協力体制の構築				
11	支援を要する児童生徒の「支援(ケース)会議」実施による指導支援体制の構築				
12	必要に応じた児童相談所、警察等の地域の関係機関との連携協力体制の点検、整備				
4. 家庭や地域社会との連携					
13	学校ホームページや学級懇談会等における「学校いじめ防止基本方針」の周知				
14	児童生徒及び保護者等による「学校評価」の定期的な実施とその結果を踏まえた教育活動の点検および家庭との連携				
15	保護者や地域住民の協力を得た児童生徒の好ましい人間関係の構築に係る取組の推進				

24 いじめ等に関する相談機関リスト

	相談窓口名称	電話番号・URL	主な相談内容	開設時間
大分市の関係機関	大分市教育委員会 児童生徒支援課	097-537-5998	いじめや不登校等に関する相談	月～金(8:30～17:15) ※祝日除く
	学校問題解決支援チーム 児童生徒支援課	097-537-5998	いじめや不登校等に関する相談	月～金(8:30～17:15) ※祝日除く
	大分市教育センター 教育相談担当班	097-533-7744	いじめや不登校等に関する相談	月～金(9:00～17:30)※祝日除く 土(9:00～16:45)
	中央子ども家庭支援センター	097-537-5688	こどもに関する相談全般	月～金(8:30～18:00) ※祝日除く
	東部子ども家庭支援センター	097-527-2140		月～金(8:30～17:15) ※祝日除く
	西部子ども家庭支援センター	097-541-1440		月～金(8:30～17:15) ※祝日除く
	大分市保健所	097-536-2852	精神保健に関する相談	月～金(8:30～17:15) ※祝日除く
その他の関係機関	チャイルドライン	0120-99-7777	いじめやその他の悩み相談	毎日(16:00～21:00) (12月29日～1月3日休止)
	大分県「いつでも子育てほっとライン」	0120-462-110	子育てに関するあらゆる相談	24時間対応
	大分県教育委員会 「いじめ相談(メール)」	no-ijime@pref.oita.lg.jp	いじめやその他の悩み相談	24時間対応
	大分県教育センター 教育相談部	097-503-8987 oita-edu-c.soudan@pref.oita.lg.jp	いじめや不登校等に関する相談	月～金(9:00～17:00) ※祝日除く
	「ネットあんしんセンター」 教育デジタル改革室	097-534-5564 netanshincenter@hyper.or.jp	ネットトラブルに関する相談	電話は月・水・金 (14:00～17:30)※祝日除く
	大分地方法務局 「こどもの人権110番」	0120-007-110	いじめや不登校等、こどもの 人権相談	月～金(8:30～17:15) ※祝日除く
	社会福祉法人 大分いのちの電話 「大分いのちの電話」	097-536-4343	生きる上での不安や悩み、心配ごと	24時間対応
	大分県警察本部 人身安全・少年課 大分っ子フレンドリー本部 サポートセンター	097-532-3741	非行等のこどもの相談全般	月～金(9:00～17:45) ※祝日除く
	文部科学省 「24時間子供SOSダイヤル」	0120-0-78310	不安や悩みに関する相談	24時間対応

25 引用・参考文献

『いじめ防止対策推進法』 平成25年9月 文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm		『いじめ防止対策の更なる強化等について』 令和6年12月 文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00012.htm	
『生徒指導提要（改訂版）』 令和4年12月 文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm		いじめに対する教職員の研修動画教材について 令和6年8月 文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406070_00002.htm	
『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』 令和6年8月 文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm		『大分県いじめ防止基本方針』 平成29年10月 大分県教育委員会 https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/2000377.html	
『児童生徒の自殺予防に係る取組について』 令和7年2月 文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00007.htm		『大分市いじめ防止基本方針（改訂）』 令和7年7月 大分市教育委員会 https://www.city.oita.oita.jp/o190/kosodate/gakkokyoiku/0320ijime.html	